

和解無効確認等請求事件に係る訴訟の結果について

1 訴訟事件名

平成22年(ワ)第659号 和解無効確認等請求事件
平成24年(ネ)第302号 和解無効確認等請求控訴事件

2 原告

滋賀県草津市下笠町715番地1 株式会社三陽ハウジング

3 事案の経緯

- 昭和47年、ニチコン(株)草津工場(旧日本コンデンサ工業(株))の下流域(十二川、一ヶ坪池、農業利水農地)の底泥・水田土壤に高濃度のPCB汚染が判明した。昭和48年、ニチコンが比較的高濃度のPCBを含有する水田土壤等を一ヶ坪池の隣接地にコンクリートピットを設置、封入処理後盛土し、一ヶ坪池は整地された。
- 昭和55年、ニチコンから転売され、現在は(株)三陽ハウジングほか3名による所有。
- 平成13年7月、三陽ハウジングがピットを試掘したことを受け、同年9月、県・市・地元住民が裁判所に「有害物等搬出禁止仮処分命令申立」を提出し、平成14年8月、債権者(県・市・地元住民)と債務者(三陽ハウジングほか土地所有者3名)でピットの保全および土壤を搬出しないこと等について和解を締結。《平成14年7月12日議第99号》
- 平成22年7月、三陽ハウジングが県・市等を相手に、和解の無効を求める訴訟を提起した。

4 訴訟の経過および結果

1 審：大津地方裁判所

平成22年7月6日 大津地方裁判所に原告が訴状提出
平成22年9月3日～平成23年10月21日 口頭弁論(8回)
平成23年12月16日 判決
原告の訴えはいずれも棄却され、県側の全面勝訴

2 審：大阪高等裁判所

平成23年12月27日 原告が1審判決を不服として控訴状を提出
平成24年4月12日～平成24年9月21日 口頭弁論、弁論準備手続き(4回)
平成24年10月15日 控訴人が控訴を取下げ
控訴取下げにより、1審判決が確定

5 その他

2審の審理の過程において、控訴人は、県・市がPCB汚染土壤の処理について今後話し合う機会を持つことを約束する文書を発出することで、控訴を取り下げることとしたもの。PCB汚染土壤の適正な終局的処分について当事者と話し合いは必要であるため、取下げ同日で県・市は文書を発出した。